

再 意 見 書

平成13年6月22日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿2-3-2

(ふりがな) けいでいーでいーあいかぶしがいしや
氏 名 ケイディーディーアイ株式会社

代表取締役社長 おくやま ゆうさい
奥山 雄材

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年5月18日付け情審通第103号で公告された第二次答申草案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

「接続ルールの見直しについて」の二次答申草案
への意見に対する弊社の再意見等

平成 13 年 6 月 22 日

K D D I 株 式 会 社

目 次

1. 新たな接続料の導入	P.1
(1) 光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非	
(2) 定額的な接続料の導入	
2. 機能の更なる細分化(アンバンドル)	P.7
3. 接続関連費用の負担の考え方	P.12
4. その他の事項	P.22

1 新たな接続料の導入 ～(1)光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非～

他社意見

【レベル・スリー・コミュニケーションズ株式会社】

1. 光ファイバ設備に係る地域別接続料の設定

NTT 東日本とNTT 西日本の各々について異なる接続料を設定すべきとする第二次答申草案の考え方に賛成する。草案でも述べられているように、NTT 東日本・西日本は別会社であり、その費用は異なっているため、異なる接続料が設定されるのは当然である。NTT 東西で異なる接続料を設定する時期については、平成13年度まで特定費用負担金制度が適用されることを考えると、平成14年度からとするのもやむをえないと考える。

、、、(略)、、、

(他、エムシーアイワールドコム・ジャパン株式会社、東京通信ネットワーク株式会社、日本テレコム株式会社、ケーブル・アント・ワイヤレス・アイディーシー株式会社)

弊社意見等

- レベルスリー・コミュニケーションズ株式会社の意見に賛同致します。
- 東西NTT地域会社間において料金差を設けることは、ヤードスティック競争の観点からも、競争促進につながるとも考えられるため、NTT 東日本とNTT 西日本の各々について異なる接続料を設定すべきと考えます。

4 ユニバーサルサービスの確保

(3)ユニバーサルサービスのコスト及び料金水準の在り方

イ ユニバーサルサービスと料金水準

- ⑤ 一方、東西会社間の料金格差については、東西会社間の比較競争(ヤードスティック競争)が働くことが期待され、また、東西・NTTという異なる会社間で料金が同一でなければならないという合理的根拠にかける。このため、東・西NTT間においては料金を引き下げる方向で格差が生じることはあり得るものと考えられる。

【IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申 ～IT時代の競争促進プログラム～
(平成12年12月21日 電気通信審議会)～P.55～】

* 敬称等は省略させていただきます。(以降も同様)

* 原案の下線部分は、弊社が追加したものです。(以降も同様)

1 新たな接続料の導入 ～(1)光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非～

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.2

【西日本電信電話株式会社の意見】P.2

第三章 新たな接続料の導入 第1節 光ファイバ接続に係る地域別接続料設定の是非

○電気通信事業者以外も含めて光ファイバを保有する事業者は多く、今後も増加傾向にあることから、事業者による光ファイバの利用については設備調達の代替手段が存在しており、設備ベースの競争が既に始まっております。また、高速サービスは、CATV 網のケーブルや無線アクセスなど、多様な設備を利用することも可能となっております。

弊社意見等

○以下の「接続ルールの見直しについて」(第一次答申)にあるように、ラストワンマイルのインフラを所有する東西NTT地域会社は、他の事業者より遥かに容易に光ファイバを設置できる状況にあります。

一方、新規参入事業者が自ら新たに設備を敷設することは、莫大なコストと時間を要するため、大変非効率なものと考えており、サービス開始面や料金面等の観点から、ラストワンマイルのインフラを所有する東西NTT地域会社と競争することは不可能と考えます。

○従って、ラストワンマイルのインフラを所有する東西NTT地域会社の設備を有効利用することが、今後のITを普及させるために必須と考えます。

第2節 光ファイバ設備の扱い

3 考え方

(1)光ファイバ設備を指定電気通信設備とすべきか否かについて

①・加入者回線を現に設置している事業者は、その設備の敷設のための建物や管路、とう道、電柱などの基盤となる設備を保持していることから、加入者回線の更改や異なる設備との入れ替え等を他の事業者が新たに設置する場合よりも遥かに容易に行うことが出来る。

【接続ルールの見直しについて「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」第一次答申(平成12年12月21日、電気通信審議会)～P.19～】

1 新たな接続料の導入 ～(1)光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非～

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.2

【西日本電信電話株式会社の意見】P.2

第三章 新たな接続料の導入 第1節 光ファイバ接続に係る地域別接続料設定の是非

○従って、当社においてもサービスベースあるいは設備ベースの競争に対応でき、かつ、設備投資のインセンティブが損なわれることがないよう、本来は光ファイバ設備を指定電気通信設備の対象外であると現在も考えており、また、高速サービスのユーザ料金や光ファイバ設備の接続料金は地域別等柔軟に設定できるスキームとすべきと考えます。

弊社意見等

- 次頁の「接続ルールの見直しについて」(第一次答申)にあるように、光ファイバ設備は指定電気通信設備であって、この位置づけは省令等において整理済みとなっております。
- 競争を促進させ、お客様の利便を向上させるためには、当該接続料金は東西NTT地域会社の業務区域内において一律とするべきと考えます。
- また、今後のITの普及は、ユーザ料金の価格によって最も左右され则认为ますが、そのためには、可能な限り低廉なコストで接続事業者を提供することが必須と考えます。
- 将来需要を見込む他、光ファイバの構築は、新たに土木設備を設けるのではなく、既存設備を有効利用し、構築されていることから、管路等の投資コストの光ファイバ接続料への反映については、必要最低限にする必要があると考えます。
- 上記の管路等の投資コストを必要最低限にする算定方法は、「電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部改正等 ～光ファイバ設備のアンバンドル等～」考え方7の、随時適切な算定方法の工夫の一つと考えます。

考え方7

光ファイバ設備に係る接続料等の算定にあたっては、その需要の伸び等を勘案して、将来需要を見込む方法等、随時適切な算定方法が工夫される必要がある。

【電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部改正等 ～光ファイバ設備のアンバンドル等～ 平成13年3月16日付 P.10】

- また、長期増分費用方式の導入については、非効率性排除のインセンティブを働かせるためにも、今後の市場や「IT戦略会議」での議論を踏まえ、市場動向にあったモデル(ロジック)を作成する必要があると考えます。

1 新たな接続料の導入 ～(1)光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非～

第Ⅱ章 指定電気通信設備の範囲

第2節 光ファイバ設備の扱い

3 考え方

(1) 光ファイバ設備を指定電気通信設備とすべきか否かについて

- ① ・加入者回線を現に設置している事業者は、その設備の敷設のための建物や管路、とう道、電柱などの基盤となる設備を保持していることから、加入者回線の更改や異なる設備との入れ替え等を他の事業者が新たに設置する場合よりも遥かに容易に行うことが出来る。

・現在、このような線路敷設基盤の希少性等を考慮して、指定電気通信設備を設置している事業者が敷設する固定端末系伝送路について、「光ファイバ設備かメタル設備か」といった設備の素材如何にかかわらずボトルネック性を認める考え方が採られてきているが、現時点でこの考え方を変更すべき特段の事情は認められない。

- ② また、平成12年8月には接続の拒否を行ったNTT東日本を対象として接続協議の開始命令を求める申立てが他事業者より行われ、また、接続の請求に対して長期間回答が行われないと意見を提出した事業者もいるなど、NTT地域会社の光ファイバ設備と他事業者設備との接続が円滑に行われているといえる状況にはない。

- ③ (略)

・加入者へのアクセスに関して、現在、指定電気通信設備の決定に際して採られている一定の方法で光ファイバ設備の回線数を集計すれば、平成11年度末現在において、NTT東日本・西日本が全都道府県で少なくとも70パーセント以上の占有率を占めており、全国平均で85パーセントの占有率をしめていることがあきらかとなっている。

- ④ 以上より、光ファイバ設備は従前どおりメタル等の設備と区別せず、今後も指定電気通信設備の範囲に含めて捉えていくことが適当である。

【接続ルールの見直しについて「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号) 附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」第一次答申(平成12年12月21日 電気通信審議会)～P.19,P.20,P.21～】

附「接続ルールの見直しについて」第一次答申(草案)(平成12年11月17日公表)に対する意見(同11月17日から12月4日迄募集)及びそれに対する考え方

考え方14

光ファイバ設備について十分なアンバンドルが行われていないが故に円滑に接続が行われず、事業者のサービス提供に支障が生じているのであり、アンバンドルルールが必須である設備としてこれを指定電気通信設備として捉えるべき有力な論拠となっている。

【接続ルールの見直しについて「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号) 附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」第一次答申(平成12年12月21日 電気通信審議会)～P.53～】

1 新たな接続料の導入 ～(1)光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非～

他社意見

【東京通信ネットワーク株式会社】P.4

(3)ユニバーサルサービスとの関係

、、、(略)、、、

○基金稼働に係る事例の削除を要望いたします。

○「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」(第一次答申)には、競争進展が基金稼働の条件とされています。したがって、NTT 東西の地域別光接続料の設定によるユニバーサルサービスへの影響は、基金稼働とは切り離して議論されるべき課題と理解しているからです。

「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」(第一次答申)＜P66＞
基金の稼働については、新たな枠組みを導入する趣旨に鑑み、地域通信市場において競争が一定程度進展したと判断された段階で実施することが適当である。

弊社意見等

- 東京通信ネットワーク株式会社の意見に賛同致します。
- ユニバーサルサービスコストの負担方法について、何も定まっていない現状において、ユニバーサルサービスコスト負担在りきの表現となっておりますので、修正していただく必要があると考えます。

1 新たな接続料の導入 ～(2)定額的な接続料の導入～

他社意見

【日本テレコム株式会社】P.6

第2節 定額的な接続料の導入

3 考え方

(3)加入者回線での接続によるインターネット接続サービスに関する論点(P.69)

、、、(略)、、、

・個々の利用者向けサービスにおける利用者向け料金と接続料の関係については、例えば英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピテーションテストのような方法により、公正性を担保すべきと考えます。(下記参照)

・また、NTT 東日本・西日本の接続会計の結果は、管理部門：黒字、利用部門：赤字となっており、小売コストを含めた場合、利用者向けサービスが提供できないことを示しています。利用者向け料金と接続料との関係については、根本的には上記の観点から検討すべきであり、早急にその詳細を開示し、内部相互補助のチェックを行うべきと考えます。

・なお、現状では利用者向け料金と接続料との関係のみの議論が行われておりますが、利用者向け料金は、ネットワークコスト(接続料)＋小売コストで成り立っており、小売コストを含めた検討が必要と考えます。

、、、(略)、、、

【ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社】P.3,P.4

5. 利用者料金と接続料の関係(P. 63 以下)

貴審議会におかれましては、「利用者料金が接続料の水準を下回することは、一般的には公正競争上適切ではないと考えられる」と述べておられますが、「下回る」場合のみならず同額あるいは上回ったとしてもその差が不十分であれば弊社といたしましては公正競争上適切ではないと考えます。従いまして、この記述はしかるべく修正されるべきであり、かつ弊社といたしましては、利用者料金と接続料の関係において公正競争上適切でないとする判断基準を明確にすべきと考えます。この旨ご答申いただきたくお願いいたします。なお、この判断基準の策定にあたっては、英国におけるスタックテストが参考になるものと考えます。

(他、イー・アクセス株式会社)

弊社意見等

○ 上記意見に賛同致します。

○ 接続料と利用者料金との逆転が生じることに問題があると考えており、以下の第一次答申の考え方48を踏まえ、不適切な料金については、是正していただきたいと思いますと考えますが、そもそも利用者向け料金と接続料の逆転が生じないためのルールを設ける必要があると考えます。

考え方48

接続料の水準が利用者料金の水準を不当に上回って公正競争を阻害している虞がある場合には、必要に応じて郵政省において調査を行い、意見申出等に応じて不適切な料金については是正を求めていくことが必要である。

【「接続ルールの見直しについて」第一次答申(平成12年12月21日付)～P.70,P.71～】

2 機能の更なる細分化(アンバンドル)

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.13

【西日本電信電話株式会社の意見】P.13

第Ⅴ章 機能の更なる細分化(アンバンドル)

○サブグループについては、技術的及び運用的な課題が多く、接続を要望される事業者の具体的な要望を明確にして頂いた上で検討を進める考えであります。

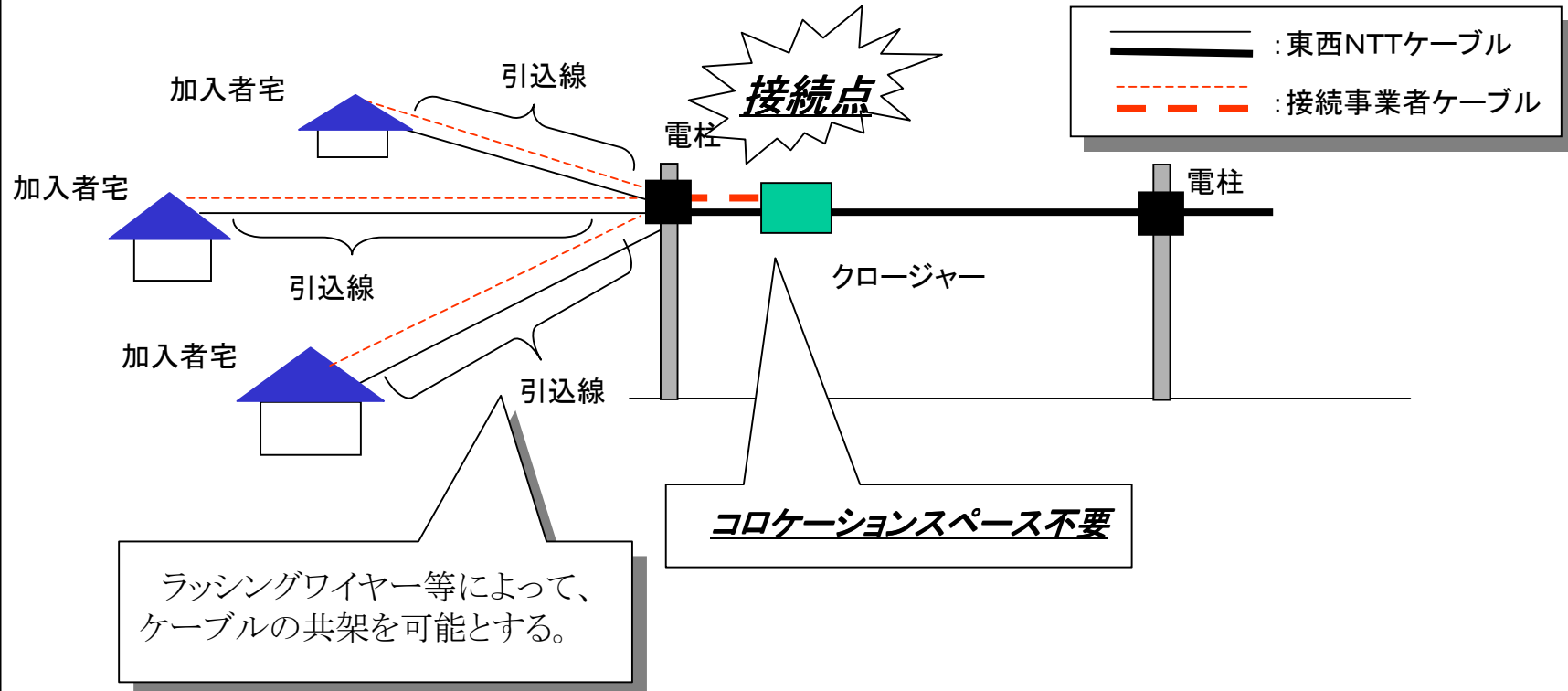
弊社意見等

- その他局外の任意の区間について、引き続き約款化にむけて、総務省において検討していただく必要はあると考えますが、今後のITを普及させるためにも、可能な限り早急に検討していただく必要があると考えます。
- 具体的箇所につきましては、次頁以降の図1、図2にあるように、①東西NTT局～クロージャ（接続点）、②クロージャ（接続点）～加入者宅部分におけるメニューについても設けていただき、アンバンドルしていただきたいと考えます。
- このような場合には、現在東西NTT地域会社が認可申請している、東西NTT局～加入者宅のアンバンドルメニューを更に細分化することになるため、料金面についても細分化し、①、②各々の料金を設けていただき、可能な限り低廉となるようにしていただきたいと思います。
- クロージャに接続する場合は、コロケーションは不要と考えます。
- ①東西NTT局～クロージャ（接続点）、②クロージャ（接続点）～加入者宅についてアンバンドルすると共に、効率的に接続事業者がサービス提供となるようにするため、選択肢を広げる意味で、図1、図2（点線）にあるように、自社のケーブルを敷設可能としていただくことも要望したいと考えます。

2 機能の更なる細分化(アンバンドル)

弊社意見等

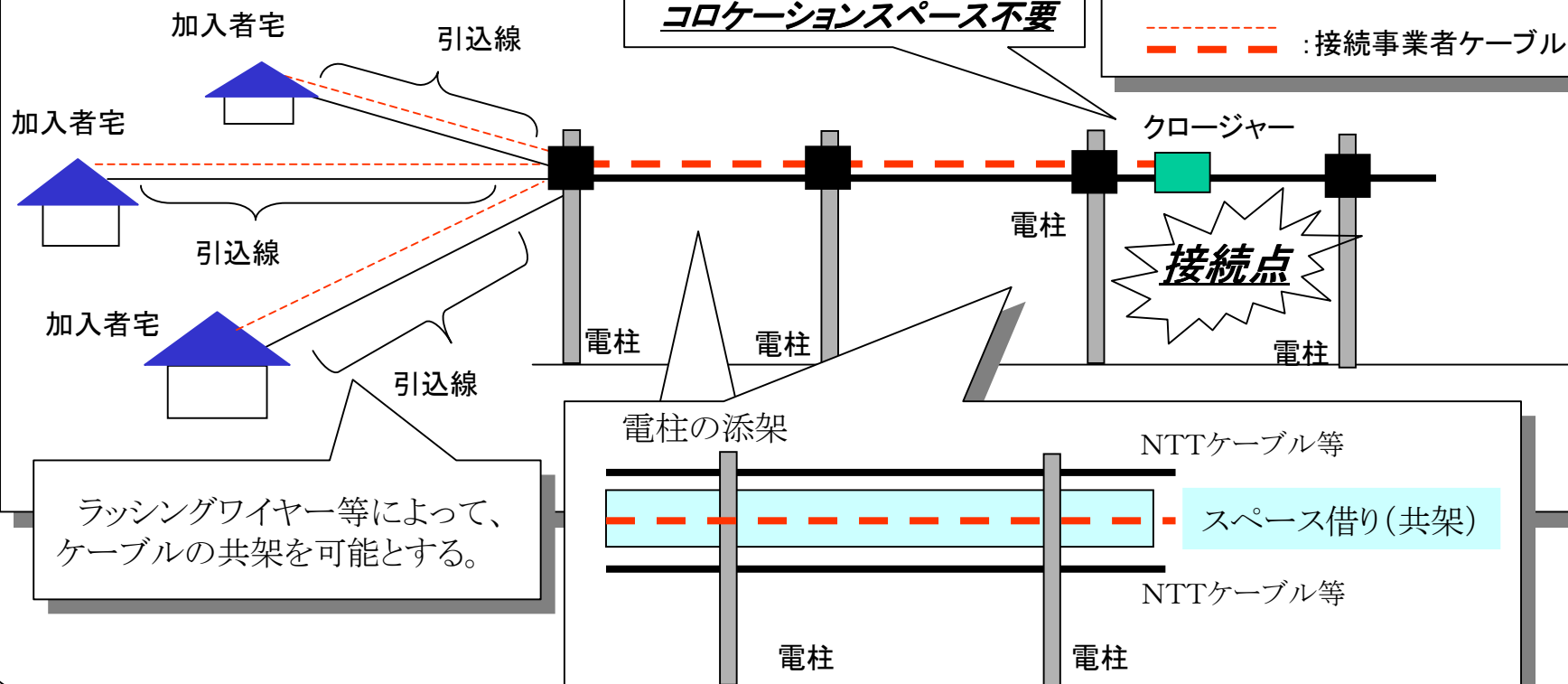
図1



2 機能の更なる細分化(アンバンドル)

弊社意見等

図2



ラッシングワイヤー等によって、ケーブルの共架を可能とする。

図にあるように空きスペースについては、開放していただきたいと考えます。

2 機能の更なる細分化(アンバンドル)

他社意見

【エムシーアイワールドコム・ジャパン株式会社】.

5. 機能の更なる細分化(アンバンドル)

現在の光ファイバ提供区間には、必ずNTT 地域会社の局舎設備を経由する必要がある、提供を受ける際にはNTT 地域会社局舎設備を経由した中継伝送路と端末系伝送路、NTT 地域会社局内伝送路の2 区間のみに制限されており、他の区間(例えば、マンホールマンホール間等)または接続個所での開放がなされておらず、他事業者が柔軟にネットワーク構築をすることができなくなっております。このままでは、NTT 地域会社局舎への伝送路を自社(他社から貸与も含む)で確保した事業者しか光ファイバの提供受けられず、新規参入事業者等のネットワーク設備を十分に所有していない事業者にとっては、相当な負担を事前に強いられることとなります。**アンバンドル区間を制限することは、事業者市場参入の機会を規制することになり、真の地域市場の競争促進を制限することになるため、局外任意区間(特にマンホールマンホール間を含む)光ファイバ設備のアンバンドルを法律で義務化すべきと考えます。**

、、、(略)、、、

(他、レベルスリー・コミュニケーションズ株式会社、東京通信ネットワーク株式会社)

弊社意見等

- エムシーアイワールドコム・ジャパン株式会社の意見に賛同致します。
- 橋梁区間等において、効率的に接続事業者が光ファイバと接続可能とするために、局外の任意区間においても、アンバンドルしていただきたいと思います。技術的に、設備(クロージャー、PD盤等)を介することにより**接続は十分可能**と考えます。

2 機能の更なる細分化(アンバンドル)

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.14

【西日本電信電話株式会社の意見】P.14

5. 機能の更なる細分化(アンバンドル)

OB フレッツの光ファイバをシェアリングするメニューについては、ブロードバンドサービスのニーズに的確に応えていけるように、一定の需要が見込まれるエリアにおいて、技術的な工夫を行いながら、できる限り効率的に提供していく考えです。そのため、本サービスのアンバンドルメニューの提供にあたっては、効率的な運用が可能となるよう、一定の条件等を設定し、自主的に収容局メニューを提供していく考えです。

○なお、本サービスの光ファイバのシェアリング方式などは、技術革新も激しく、その成果を弾力的に採り入れていく考えであり、従って、提供条件の変更もあり得るものと考えております。また、設備構築に関しても一定の需要に対応して順次エリアを拡大していくものであり、他事業者からの要望があっても、全国任意の箇所では接続ができるものではなく、当社のサービス提供地域(局内設備を導入している収容局で、かつ、光ファイバの設置されているエリア)が対象となります。

弊社意見等

- 現在認可申請されているBフレッツの光ファイバをシェアリングするメニューについては、装置単位の切り出した提供により、エリア単位ではほぼ100%収容しないと東西NTT地域会社と同水準の料金でのサービスを提供することができません。このような公正競争を阻害するようなメニューは、以下の答申を踏まえ、是正していただく必要があると考えます。

考え方48

接続料の水準が利用者料金の水準を不当に上回って公正競争を阻害している虞がある場合には、必要に応じて郵政省において調査を行い、意見申出等に応じて不適切な料金については是正を求めていくことが必要である。

【「接続ルールの見直しについて」第一次答申(平成12年12月21日付)～P.70,P71～】

3 接続関連費用負担の考え方

他社意見

【東京通信ネットワーク株式会社】P.5

2 第Ⅵ章「接続関連費用負担の考え方」について

(1) 基本機能の判断基準

、、、(略)、、、

○また、今回「基本的な接続機能の判断基準」をお示しいただきましたので、草案において具体的取扱を取り上げていただいた6機能以外の全ての網改造料負担機能に関して、判断基準に照らした再検証をお願いしたいと考えます。

【ディーディーアイポケット株式会社】P.3

網改造料の取扱い(基本的な接続機能か否か)については、これまでNTT 東日本・西日本殿と接続事業者の間で意見が対立するケースが多く、また現在の接続約款において網改造料対象機能となっている機能は、判断基準が不明確だった頃に整理されております。

今回の判断基準をベースとし、現在網改造料に扱われている全ての機能について改めて検証を行うことが必要と考えており、それにより基本的な接続機能に位置付けられた機能については答申案で示された6機能と合わせて網使用料での負担に移行すべきだと考えます。

弊社において、接続関連機能に関しては平成8年の接続ルール策定時から一貫してその見直しの必要性を主張してきていますことを改めてご理解いただき、特にPHSに関する機能の取扱いについてご検討いただきたくお願い申し上げます。

弊社意見等

○ 上記意見に賛同致します。

○ 新たな「基本的な接続機能の判断基準」を設けることになるのであれば、検証されていない機能についても再検証していただきたいと考えます。

3 接続関連費用負担の考え方

他社意見

【ディーディーアイポケット株式会社】P.2

答申案に対する個別の意見 1

「接続の基本的ルールの在り方について(平成8年12月19日答申)」では、ZC 接続において利用するIGS が基本的な接続機能となり、また今回の答申案においてGC 接続において利用するDSM -I やTCM が、「多くの接続事業者にとって共通的に必要」という理由により基本的な接続機能と位置付けられておりますが、これらはいずれもNTT 東日本・西日本殿が接続事業者の要望に基づき建設して、専ら接続事業者が利用する個別設備と理解しております。

基本的な接続機能のコストが広く網使用料で回収されることを前提とすれば、「多くの接続事業者にとって共通的に必要」とは、個別設備に直接接続する事業者数が問題になるのではなく、その個別設備(と直接接続する事業者)を介していろいろな事業者間の相互接続が実現し、電気通信サービス利用者全体の利益につながるかどうかと重要であると考えます。

実際に、DSM -I やTCM は移動系事業者では直接利用しない機能ですが、当該機能を用いた事業者との接続において間接的には利用しているとの考え方立てば、基本的な接続機能と位置付けられることは適当と考えております。

そのため、答申案に記載された「多くの接続事業者」は、単に当該機能を直接利用する事業者だけに限定されるものではなく、間接的に当該機能を利用することになる全ての事業者を含んでいることを明確にさせていただきたく考えます。

弊社意見等

- ディーディーアイポケット株式会社の意見に賛同致します。
- 多数事業者間接続により、間接的に多くの事業者が使用する機能についても、直接接続と同様に利益を享受していることから、多くの事業者が利用する機能と判断すべきものと認識しております。

3 接続関連費用負担の考え方

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.15

【西日本電信電話株式会社の意見】P.15

第Ⅵ章 接続関連費用負担の考え方

○従来より推進されてきた「ネットワークのアンバンドル」は、各事業者が真に必要なもののみを利用すると共に、その利用の程度に応じて負担するという「負担の公平性」を確保することが前提であったものと考えます。

○「基本的な接続機能」と位置付けられるものであっても、その利用形態は各事業者毎に区々であり、全ての事業者が同様に全ての基本的な接続機能を利用するものではありません。したがって、その提供条件を包括(バンドル)して規定すると、個々の事業者にとっては不要な利用しない機能やそのコスト負担を余儀無くされるおそれがあり、そのような不利益を回避できるようにすることが極めて重要であると考えます。

○NTT 東西としても自社で利用しないものまでのコスト負担を迫られることとなれば、当該コストの回収手段がなく、経営に不当な影響を与えるものであることを申し上げます。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・コム】P.4

接続関連費用の負担の考え方(3/4)

その点、移動体通信事業者において、優先接続等は実施しておらず、また、「加入者交換機機能メニュー利用機能」、「加入者交換機及び専用回線ノード装置接続用伝送路振分機能」等は利用していないことから、これらの機能を基本的な接続機能と位置づけるのは無理があり、負担の公平性の観点から問題があると認識しております。

従って当社としては、当該機能については、当該機能を利用する事業者の個別負担とすることが妥当であると考えます。

弊社意見等

○「基本的な接続機能」は、指定設備との円滑な接続を実現するために、相互接続を前提とするネットワークが本来具備しておくべき機能であるか否かといった考えが根本にあるものと認識しており、負担の公平性のみに議論すべきことではないものと認識しております。

○「気象情報提供機能」、「災害時優先電話接続機能」等のように、多くの事業者が直接的に使用することのない機能が、経過措置を経て網使用料となった前例からも、負担の公平性を過度に強調する東西NTT地域会社の主張には妥当性が欠けると考えます。

3 接続関連費用負担の考え方

他社意見

【日本テレコム株式会社】P.14

第Ⅵ章 接続関連費用の負担の考え方

3 考え方

(3)各機能の具体的取扱い

①加入者交換機及び専用回線ノード装置接続用伝送路振分機能(DSM-I)

・答申草案を支持します。モジュールBについては基本機能として整理されており、これを小容量化したDSM-Iが個別負担として整理されることについては問題があると考えます。

【東京通信ネットワーク株式会社】P.6

2 第Ⅵ章「接続関連費用の負担の考え方」について

(2)DSM-IIについて

、、、(略)、、、

○草案に全面的に賛同いたします。

○弊社は、DSM-Iを経由した新ノードとの接続を平成10年2月から実施しておりますが、直近の平成13年5月の接続トラヒック実績であっても新ノードの「最低伝送速度:50Mbps」から見ると過小なトラヒックに止まっています。

○関東圏において約15%のシェアである弊社にとっても、「最低50M」という新ノードの仕様は「過大な容量」であるという事実から、新ノードの仕様は「接続事業者との円滑な接続を考慮したものではなかった」と言えると考えます。

○また、新ノードは一つのビルに複数ユニットが設置されているケースが大半であるため、DSM-Iが無く新ノードと光ファイバーを直結しなければならない場合は、接続事業者の限られた光ファイバーでは接続不可能な交換機ユニットが発生してしまいます。

○従いまして、草案の「新ノードにより構築されたネットワークはDSM-Iを一体として捉える」という見地は、接続事業者との円滑な接続という観点から、極めて適切な考え方です。

(他、九州通信ネットワーク株式会社)

弊社意見等

○ 上記意見に賛同致します。

○ 弊社意見書の前ページでも述べさせていただきましたが、相互接続を前提とするネットワークが本来具備しておくべき機能であり、基本機能と整理すべきものと考えます。

3 接続関連費用負担の考え方

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.16

【西日本電信電話株式会社の意見】P.16

第Ⅵ章 接続関連費用負担の考え方

ODSM-I を、加入者交換機能にバンドルして回収するといったことは、当該機能を利用しない多数事業者がその大部分のコスト負担(トラヒック比率で約70%)を迫られることになることから、負担の公平性の観点から決定的に問題であり、当該機能については、単独のバスケットとして利用する事業者にて利用に応じて負担すべきであると考えます。

○仮に、加入者交換機能等を含めて回収しなければならないとしても、DSM-I のみならず、NTT 東西を含め他事業者も一般に利用しているModuleB 等の現在『中継伝送共用機能』『中継伝送専用機能』『通信路設定伝送機能』の網使用料で回収している伝送装置を含めて、「伝送装置の機能」と位置付け、同一のバスケットで扱い、コスト按分すべきと考えます。

○なお、独立のバスケットとしても一部他事業者の主張のように多くの事業者が当該利用機能を利用することになれば、自ずと料金の低廉化が図られるものと考えます

弊社意見等

- 比較的需要の少ない呼を収容するASMユニットの場合、ASMユニット毎に光芯線を直結する接続形態は大変非効率であり、弊社共事業者側が大きな負担を強いられることとなります。これはNTT地域会社が事業者との相互接続のためのインタフェース条件を十分整備していないことが原因と考えられます。
- 従ってDSM-Iは、相互接続を前提とするネットワークが本来具備しておくべき機能であり、個別のバスケットを作成するといった東西日本電信電話株式会社の意見に反対致します。
- DSM-Iが基本機能インタフェースとして整理されることにより、今後弊社のみならず他の事業者も効率的な設備・コストでNTT地域会社とGC接続を行えるようになると思います。
- DSM-Iの接続料金については、可能な限り早期の段階でLRICモデルの中に反映させる必要があると考えます。また、LRICモデルへ反映させる以前の扱いは、ネットワークが本来具備すべき機能「通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワーク」といった考えのもとに、GC交換機を含めて、GC交換機を通過する総トラヒックを用いて接続料を算定することが適当と考えます。

(参 考)

弊社の意見等

- 以下のとおり、DSM-Iについては基本機能インタフェースとして整理されるべきと考えます。
 - ・ 比較的需要の少ない呼を收容するASMユニットの場合、ASMユニット毎に光芯線を直結する接続形態は大変非効率であり、弊社共事業者側が大きな負担を強いられることとなります。これはNTT地域会社が事業者との相互接続のためのインタフェース条件を十分整備していないことが原因と考えられます。(詳細は次頁参照)
 - ・ DSM-Iを介し複数ASMと接続する形態は当然あるべき接続形態であり、事業者側からの要望によりNTT地域会社が個別に対応するべき性質のものではないと考えます。
 - ・ 従って、DSM-Iを基本機能インタフェースとし、事業者がDSM-Iを介し複数ASMと接続する形態についても選択できるよう整理されることを要望致します。
 - ・ また、DSM-Iが基本機能インタフェースとして整理されることにより、今後弊社のみならず他の事業者も効率的な設備・コストでNTT地域会社とGC接続を行えるようになると考えます。
- また、接続用伝送路(GC接続用のTCM)の費用について、他事業者が負担することと整理されておりますが、DSM-Iと同様の位置づけであるため、ネットワークが本来有すべき機能であり、基本的な接続機能であると考えます。従って、今回の接続ルール見直しの場において、基本機能と整理していただきたいと考えます。

第7節 接続関連費用の負担の在り方

2 接続関連費用の負担の考え方

(3) 接続用伝送路

接続用伝送路の費用については、原則として、他事業者が負担すべきである。

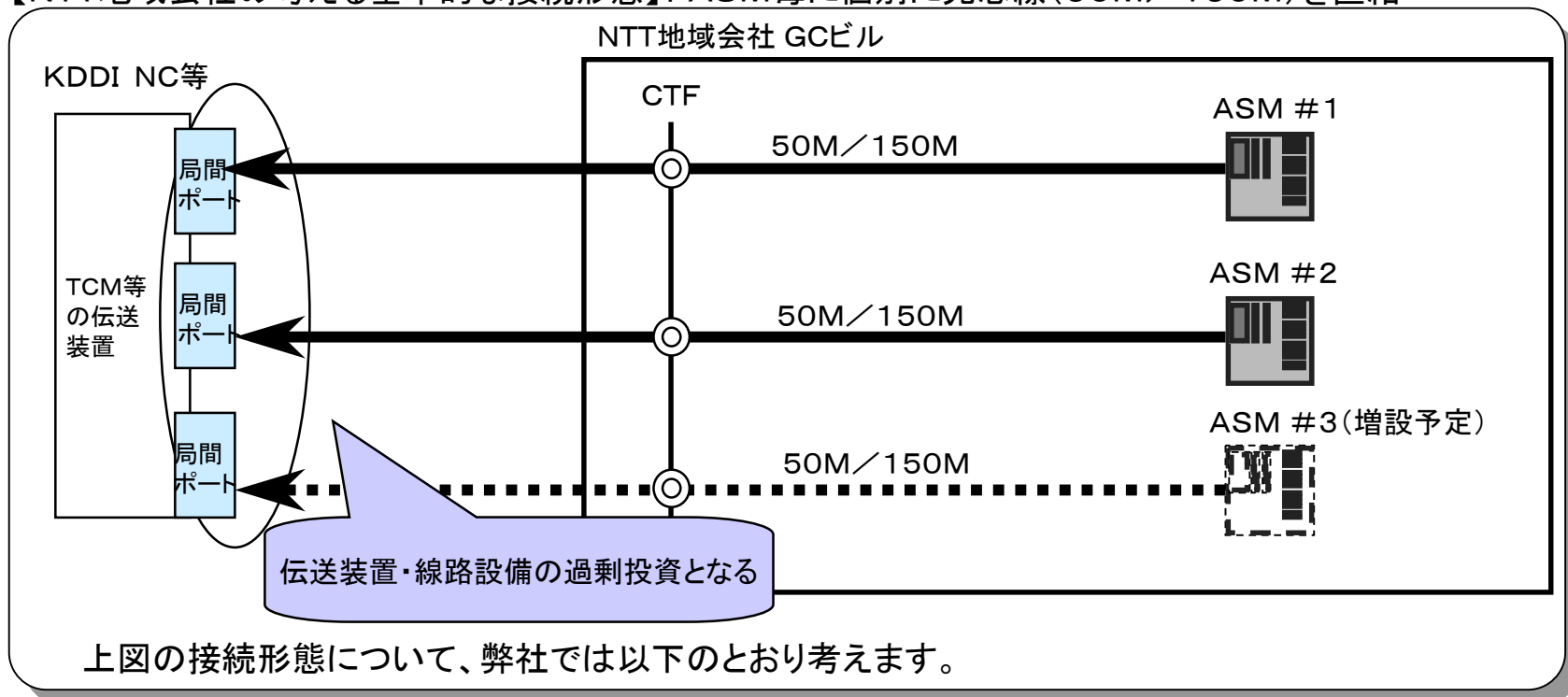
、、、(略)、、、

【「接続の基本的ルールの在り方について」 答申(平成8年12月19日 電気通信審議会)～P.23～】

(参 考)

KDDI自前伝送路により接続するGCビルに設置されるASMとの接続構成について

【NTT地域会社の考える基本的な接続形態】: ASM毎に個別に光芯線(50M/150M)を直結



弊社の意見等

- 当面、比較的需要が少ない呼(PHS/ISDN呼)を収容するASMについても50M/150Mの大容量で接続しなければならず、設備効率が悪くなっています。
- 新規にASMユニットが増設される度に設備対応が必要と考えます。
- 比較的需要が大きい呼(アナログ呼)を収容するASMについては、費用対効果を考慮のうえ上図の形態で接続する可能性があります。

3 接続関連費用負担の考え方

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.17

【西日本電信電話株式会社の意見】P.17

第VI章 接続関連費用負担の考え方

OTCMについては、ZC 接続や当社のビル間の伝送路を用いてGC 接続する場合には、中継伝送機能の費用範囲の中でコスト負担をしていただいているところであり、これと同様に考えると、加入者交換機に含めて費用回収することは他の接続をしている事業者との公平性の点で問題があると考えます。**従って、加入者交換機能とは別に、GC 接続する事業者が利用見合いで負担する回収方法とすべきと考えます。**

○仮に、加入者交換機に含めて回収する場合でも、費用負担の公平性の観点から、ZC 接続や当社のビル間の伝送路を用いてGC 接続する場合に利用するTCM も同様に加入者交換機に含めて回収するよう変更が必要と考えます。

弊社意見等

- 本機能は、DSM-Iと同様の位置づけで、**ネットワークが本来有すべき機能であることから、加入者交換機とは別に、GC接続する事業者の利用見合いで負担することに反対致します。**
- DSM-Iと同様、**可能な限り早期の段階で、長期増分費用モデルへ反映**する必要があると考えます。
- LRICモデル導入以前の扱いについては、DSM-Iと同様の位置づけであることから、**GC交換機に含めて、GC交換機を通過する総トラフィックを用いて接続料を算定するべきと考えます。**

3 接続関連費用負担の考え方

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.18

【西日本電信電話株式会社の意見】P.18

第Ⅵ章 接続関連費用負担の考え方

- 加入者交換機機能メニュー利用機能は「番号ポータビリティ」導入の際の議論を踏まえ、既に基本的な接続機能として総務大臣(旧郵政大臣)の認可を受けて接続約款に規定しているところです。その際、「負担の公平性」を確保するため単一のバスケットとし、当該機能の利用の程度に応じて負担いただくこととされたと考えます。
- この機能メニュー料金の適用に当たっては、NTT コミュニケーションズと他事業者の同等性確保の観点から、「みなし適用」といった特例措置も講じており、現時点GC アクセスチャージ化といったバスケットの見直しを行うべき新たな事情もないものと考えております。
- 仮に、加入者交換機機能メニュー利用機能を加入者交換機機能に含めたとしてバンドル化することは、当該機能を利用しない、PHS 事業者・携帯事業者・CATV 事業者までもが負担することとなり、「負担の公平性」から問題があるものと考えます。

弊社意見等

- 「基本的な接続機能」は決して基本呼のみを限定したものではなく、ユーザの利便性を確保した公共の利益増進に資するための接続機能(インタフェース)、すなわち高度サービスの提供機能も十分含まれるものであると理解しております。
- 近年ユーザの高度サービスに対する要望は、多種多様化してきており、電気通信事業者はこれに答えるべく、また今後の電気通信業界における更なる発展のためにも、信号網接続による機能メニューは、重要な位置付けを担うものと理解しており、相互接続を前提とするネットワークが本来具備すべき機能であることから単一のバスケットとすることに反対致します。
- 費用負担方法については、可能な限り早期の段階でLRICモデルに反映する必要があると考えます。
- 長期増分費用モデルへ反映させる以前の扱いについては、GC交換機に含め、GC交換機を通過する総トラフィックを用いて接続料を算定するべきものと認識しております。

3 接続関連費用負担の考え方

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.19

【西日本電信電話株式会社の意見】P.19

第Ⅵ章 接続関連費用負担の考え方

○規制上認められている設備投資リターン(報酬等)そのものが英米よりも大幅に低く設定されております。また、自己資本利益率は当該設備投資を行った場合に期待されるリターンを規定するものであり、同等の接続義務を有する網使用料と網改造料で自己資本利益率に差をつけることは問題であると考えます。

○なお、昨今の通信事業者情勢を鑑みると、ポケットベルでの貸倒損失の発生のほか、DSL でも未回収リスクが発生しており、網使用料、網改造料にとも未回収リスクが発生していることから、現在は接続費用から除いている貸倒損失及び貸倒引当金繰入額については、接続費用に含めるべきであると考えます。

弊社意見等

○「同等の接続義務を有する網使用料と網改造料で自己資本利益率に差をつけることは問題」とありますが、以下の第二次答申草案の提言と接続義務はそもそも関係がなく、網使用料と網改造料の回収リスクを反映させるべきものと考えます。

○ 二次答申草案にありますように、定額を一度に回収される網改造料、その他(工事費、料金回収手数料その他手数料、並びに場所が空いているときにのみ提供される建物、管路、とう道の料金)は、トラヒック動向によって回収額が変動する網使用料よりも明らかにリスクは低いため、網改造料、その他(工事費、料金回収手数料その他手数料、並びに場所が空いているときにのみ提供される建物、管路、とう道の料金)を算出する際の自己資本利益率については、網使用料を算出する時のそれよりも低くする必要がありますと考えます。

3 考え方

(4) 個別負担の接続料における算定方法の見直し

、、、(略)、、、

具体的には、トラヒック動向によらず全額回収される網改造料その他(工事費、料金回収手数料その他手数料、並びに場所が空いているときにのみ提供される建物、管路、とう道の料金)に関しては、リスクは網使用料のそれよりも低くなるものと考えられ、期待自己資本利益率の算定も網使用料とは別に設定することが適当と考えられる。

【第二次答申(草案) ~P.106~】

4 その他の個別事項

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.20

【西日本電信電話株式会社の意見】P.20

第Ⅵ章 接続関連費用負担の考え方

○現在中継系事業者の市内参入等をはじめとした他事業者からの接続要望により多大な設備投資を行なっているところではありますが、当該設備の構築後他事業者のトラヒック実績が予測値に満たなかった場合、過剰となった設備投資コストについてはLRIC 導入により回収できず、現に他事業者のトラヒック実績が予測値に満たない状況が発生していること、更にG C 接続からIC 接続への切り替え等の要望も顕在化していることから、「トラヒック保証」や「最低利用期間」を設定し過剰設備の起回事業者へ応分の負担をしていただく必要があると考えます。

弊社意見等

- 現在の長期増分費用モデルに見込まれているトラヒックは平成10年度分であり、実施される平成14年度のトラヒックが平成10年度を上回れば、見込み以上の収益を東西NTT地域会社にもたらすことになります。また、接続事業者側は、長期増分費用方式導入以前の期間、経過措置期間において東西NTT地域会社の非効率部分を負担してきた経緯があります。
- 設備的には、東西NTT地域会社は申込回線数の査定が困難であるとしているが、逆に東西NTT地域会社網内がどのように設計され構築されているのか接続事業者側には情報がなく、期待収益額に対する増減額の確定において東西NTT地域会社の恣意的な判断を排除できないと考えます。また、回線申込方法について、現行の年一回の定期申込から複数回の随時申込へ東西NTT地域会社自らの努力により移行すれば、1回あたりの申込単位が小さくなり、予測との乖離リスクも小さくなると考えます。
- 接続事業者側のトラヒックはNTTと比べ遥かに小さいこと、また、予測値に対しては減少だけではなく、増加もありうることから、接続事業者全体での影響額は更に小さくなると予想され、そもそも厳しい競争環境下に置かれている接続事業者にとって実績が予測を大きく下回することはコスト増に直結するため必然的に経済的・効率的な申込回線数の判断が行われるのであって、接続事業者側の自主的な判断に委ねても予測の精度は担保可能と考えます。また、精査は困難というものの、明らかに作為的な申込に対しては現行接続ルールの中で排除可能であると考えます。
- 従って、トラヒック保証のような個々の接続事業者にとって大きなリスク負担となり円滑な接続を阻害する要因となりうるルールの導入はボトルネック事業者との接続においては導入すべきでないと考えます。

4 その他の個別事項

他社意見

【東日本電信電話株式会社の意見】P.20

【西日本電信電話株式会社の意見】P.20

第Ⅵ章 接続関連費用負担の考え方

○現在中継系事業者の市内参入等をはじめとした他事業者からの接続要望により多大な設備投資を行なっているところですが、当該設備の構築後他事業者のトラヒック実績が予測値に満たなかった場合、過剰となった設備投資コストについてはLRIC 導入により回収できず、現に他事業者のトラヒック実績が予測値に満たない状況が発生していること、更にGC 接続からIC 接続への切り替え等の要望も顕在化していることから、「トラヒック保証」や「最低利用期間」を設定し過剰設備の起因事業者へ応分の負担をしていただく必要があると考えます。

弊社意見等

○ GC接続からIC接続への切り替えの急速な流れは、長期増分費用方式導入という制度変更によりGC接続とIC接続の接続料金差が大幅に縮小したこと、一方で中継伝送機能専用型については、長期増分費用方式の導入がなされておらず、従来の実際費用方式では接続料の低廉化が不十分であったため、IC、GC接続の接続料、中継伝送機能専用型の接続料の従来のバランスが初めて大きく変動したことに起因しています。

○ 従って、現在進められている長期増分費用方式の見直しにおいて中継伝送機能専用型に長期増分費用方式を導入し、十分な低廉化を行い、それ以後、IC、GC接続の接続料、中継伝送機能専用型の接続料のバランス及びその将来推移について接続事業者が十分に予測可能となれば、接続形態の頻繁な変更はそもそも起こりえないものと考え、最低利用期間の設定は不要と考えます。

仮にリスク負担のルールを導入するにしても、長期増分費用方式の見直しがなされ、導入時期が確定し接続事業者が接続形態の変更を行える十分な期間が確保された後とすべきであり、慎重な検討が必要と考えます。

○ なお、長期増分費用方式の導入初期により発生する切替については、接続事業者側に大きな費用負担を伴うものであるが、東西NTT地域会社側においては仮に発生したとしても長期増分費用方式の完全実施までの経過措置の中で十分吸収可能であると考えられます。

4 その他の個別事項

他社意見

【東京通信ネットワーク株式会社】P.7

3 接続制度全体の定期的な見直し

、、、(略)、、、

○賛同いたします。今後のIP サービスの拡大、卸電気通信役務など事業法改正後の新制度の進展状況などを踏まえ、接続ルールの定期的な見直しは必要と考えます。

(他、日本テレコム株式会社)

弊社意見等

○ 東京通信ネットワーク株式会社の意見に賛同致します。

○ 接続条件をより改善し、いっそうの接続の円滑化と通信市場の発展を実現させ、お客様の利便性を向上させるためには、定期的な見直しは必須と考えており、草案どおり平成14年度に再度ルール全体を見直していただき、早急に見直すべき問題が生じた場合には、次回の見直し時期を待たずに適宜個別に対応していた